

# インボイス対応のタイムリミット に向けた総点検

一般社団法人全国牛乳流通改善協会

2022.11

## 1)対応へのタイムリミットから逆算してみましょう

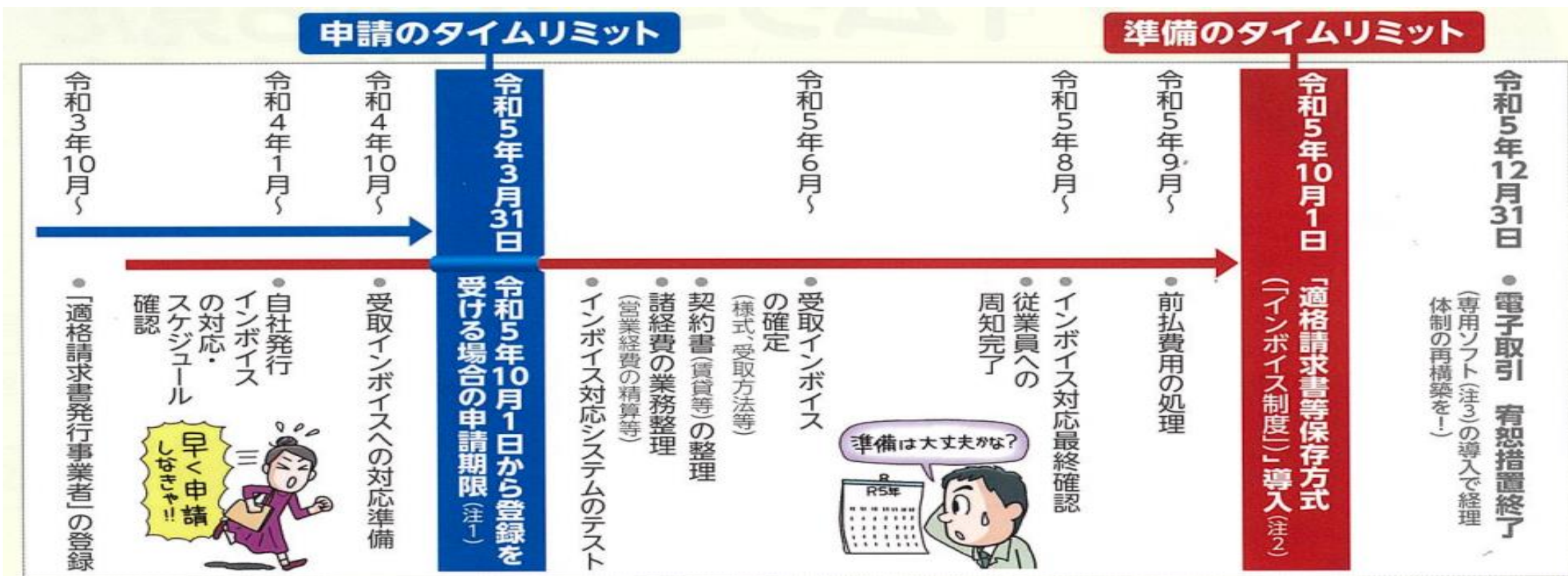


消費税インボイス制度への対応について、スケジュールの概略を教えてください。

インボイス制度は、令和5年10月1日から導入されるので、逆算して準備を進めましょう。  
案外、時間がありませんよ。



※逆算するとかなりのハードスケジュールです。



※インボイス発行は売り手の義務、対応しないと取引先が困ることになります。売り手は買い手から求められた時には、原則インボイスを交付し、その写しを保管しなければなりません。

## 2)自社の対応方針を決めておきましょう



まだ先のことだと思っていました。  
登録申請を急がないといけませんね。

そうですね。あなたのお店は課税事業者ですから、  
取引先との関係もありますので、すぐに申請して  
ください。



## (1) 適格請求書発行事業者の登録申請

課税事業者で適格請求書発行事業者の登録申請を予定している店は直ちに登録手続きをしましょう。登録を済ませたら、発行された「登録番号」を関係者全員で情報を共有しましょう。

## (2) インボイス対応の主なケース

インボイス制度が始まったら、それぞれの事業者に応じた対策を講じましょう。

### ① 適格請求書発行事業者

\* 取引先がインボイスを必要としない消費者だけの場合、課税事業者であっても適格請求書発行事業者の登録を受けない選択肢もあります。

### ② 免税事業者

\* 基準期間の課税売上高が1000万円以下の事業者の場合、取引先から価格改定や取引の見直しが検討されることも視野に入れておく。

### 3)タイムリミットまでにやっておくべきことは?



適格請求書発行事業者の登録申請をしました。  
令和5年10月のインボイス制度の開始まで  
に、これからどのような対応が必要ですか?

あなたのお店が発行する請求書などをインボイス  
に対応させること、そして受取った請求書の対応  
が必要です。  
まずは、お店の請求書等をインボイスに対応させ  
ましょう。



## (1)自店が発行する請求書等のインボイス対応から始めましょう

※自店発行の請求書等は令和4年度中に対応を完了しましょう。

### ①発行する各種書類を確認する

インボイスは、請求書や納品書、領収書など書類の種類に関係なく、登録番号や取引内容、日時、取引金額、消費税額など決められた記載事項が記載された書類です。

まずは、取引先に消費税額を通知している書類を確認しましょう。

### ②発行している書類の様式を確認する

これまでの記載事項の他に、新たに登録番号、適用税率、税率ごとの消費税額、の記載が必要です。

取引相手が不特定多数の事業者は、インボイスに代えて、レシートのように記載項目が簡略化された簡易インボイスの発行も可能です。

# インボイスの法定記載事項および簡易インボイスの記載事項と様式例

## ■ インボイスの法定記載事項と様式例

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株) 登録番号 T012345... ①

(株)〇〇御中 ⑥

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※ ← ③	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
④	10%対象 80,000円	消費税 8,000円
	8%対象 40,000円	消費税 3,200円

※ 軽減税率対象 ← ③

適用税率及び消費税額等の記載

## ■ 簡易インボイスの法定記載事項と様式例

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率**

スーパー〇〇 東京都..... 登録番号 T123345... ①

××年3月1日 ②

領収書

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ペットフード	1	¥550
合計		¥874
8%対象		④ ⑤
10%対象		④ ⑤
お預かり		¥1,000
お釣		¥126

④ ⑤

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載

\* 両方記載することも可能

※ 軽減税率対象 ← ③



### ③インボイスに対応する書類を決める

発行している書類の中から、インボイスにする書類を決めます。

- ・インボイスは、一つの書類ですべての記載事項を盛り込む必要はなく、複数の書類で必要事項を満たせば全体でインボイスとすることができます。  
⇒納品の都度、納品書を交付し、1カ月分をまとめた請求書を発行している場合は、納品書をインボイスとする、請求書をインボイスにする、又は納品書と請求書を合わせてインボイスの必要項目を満たすなど、何をインボイスにするかを決めていきます
- ・店頭販売などの場合は、レシートをインボイスにすることも可能です。

### ④請求書に記載する取引金額の表示方法を決める

- ・インボイスには、税率ごとに区分した消費税額を記載する必要があるため、1円未満の端数をどのように処理するかを決めます。
- ・税額の端数計算は、切捨て、切上げ、四捨五入を自由に設定できるが、端数処理は、1つのインボイスにつき税率ごとの合計金額に対して1回です。商品ごとの明細で端数処理はできません。

# 税率ごとに区分した消費税額の端数処理について



## 【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 〇年11月30日  
(株)△△  
 請求金額(税込) 60,197円 (T123…)  
 ※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

## 【例②：認められない例】

左記のように税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10%又は8%を乗じて得た金額に端数処理を行います。以下のように、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

× 合 算  
×

出典：国税庁インボイス理解のために(令和4年7月)

## ⑤利用している管理システムのインボイス対応を確認する

現在のシステムがインボイス制度に対応できるか早急に対応しましょう。  
制度開始前にインボイスを発行しても問題ないので、令和5年3月頃を目処に対応をすすめましょう。

\* 軽減税率導入以降、これまでの**区分記載請求書保存方式**に対応したシステムは、登録番号、消費税額合計など一部の項目の追加でインボイス制度に対応できる場合もあります。

## ⑥取引先に発行するインボイスの書類の様式を通知する

課税事業者との取引では、取引先が**仕入税額控除**のために、こちらが発行したインボイスを保存する必要があるため、請求書や納品書など、どの書類をインボイスにするか説明して了解を得ておきましょう。

## ⑦発行したインボイスの保存方法を確定する

発行したインボイスの写しは保存する必要がありますので、その方法も検討しておく。

## (2)取引先が発行したインボイスの受取への対応



仕入先から受取るインボイスへの  
対応はどうしたらいいですか？

仕入先には「適格請求書発行事業者の登録の有無」「受取るインボイスの様式」「インボイスの受領方法」を確認する必要があります。



## ※取引先から受取るインボイスへの対応

### ・令和5年10月までに確認する事項

- ①取引先が適格請求書発行事業者かの確認
- ②取引先からのインボイスの受取方法
- ③事前に受取ったインボイスの必要項目、様式の確認
- ④受取ったインボイスの仕訳、計上のタイミングの取決め
- ⑤受取ったインボイスの保存方法の決定

※小規模事業者からの仕入れや外注がある時は、相手が適格請求書発行事業者登録の意向や登録状況の確認を行う必要があります。

(スタッフの雇用形態による消費税の取扱いなども事前の協議・確認が必要)

※銀行口座から振込、振替(自動引落)で支払いが行われる取引など、支払いの都度請求書等が発行されない取引でも適格請求書の保存が必要です。

⇒口座振込：振込金受領書・利用明細書等と共に根拠とする請求書・契約書等を保存する。

⇒口座振替：帳簿に「口座振替」等を記載し、契約書及び対象となる銀行口座通帳を保存する。

**令和5年10月からインボイス制度はスタートです！ 準備を急ぎましょう。**

一般社団法人 全国牛乳流通改善協会